

佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者の芸術文化活動を支援することにより、自ら活動に取り組む機会の充実を図り、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、多くの県民に創造性の高い作品の魅力を発信することにより、障害者の文化芸術の振興を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、次の各号を満たす事業を交付の対象とする。

(1) 県内における事業所等に対する相談支援

事業所等から芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど、工夫し、広域センター及び連携事務局に共有すること。

(2) 芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図ること。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

(3) 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えて様々な関係者とネットワークを築くこと。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに努め、事業の実施に必要な協力を得ること。

(4) 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の創出

地域における障害者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう専門家等と連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。また、こうした発表等の機会を創出するにあたり、(3)のネットワークを活用するとともに地域住民が参加しやすいように工夫すること。

(5) 情報収集・発信

展示や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、ブロックレベルにおける広域支援及び全国レベルにおける活動支援を実施する団体(以下「広域センター・連携事務局」という。)と連携し、得られた情報の活用を行うこと。また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努めること。その際、障害特性に配慮しつつ、障害者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

(6) 成果の取りまとめ・報告書の作成

実施成果をとりまとめ、広域センターへ報告するとともに、報告書を作成すること。

- 2 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、佐賀県内に事務所を置く社会福祉法人又は県が補助対象事業者として適当であると認めた団体であり、かつ佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業選考委員会において、選考された団体とする。

(交付の対象経費、補助率及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率は別表のとおりとし、補助金額は補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、概ね2か月とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費区分間の 20%以内の金額の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号）」のとおり県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (10) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第4条の申請があった場合は、内容を審査したうえで必要と認める場合に、予算の範囲内において補助金の交付決定を行う。

2 知事は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月以内（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第6条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金の額の確定通知により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(検査等)

第10条 知事は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助対象者に対して報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、県補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

6 この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助基準額
佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業実施に係る以下の経費 1 給与・諸手当 2 報酬 3 賃金 4 共済費 5 諸謝金 6 旅費 7 需用費（消耗品費、燃料費及び印刷製本費） 8 役務費（通信運搬費、手数料及び保険料） 9 会議費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 備品購入費	10 / 10	7,000,000円

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者役職
氏名

(元号) 年度佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付申請書

(元号) 年度において、下記のとおり佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業を実施したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の効果
- 4 事業完了予定年月日 (元号) 年 月 日
- 5 実施計画書 (別紙 1)
- 6 所要額内訳書 (別紙 2)
- 7 団体概況書 (別紙 3)
- 8 収支予算書 (別紙 4)

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者役職
氏名

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成
年度佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則（昭和 5 3 年佐賀県規則第 1 3 号）第 1 3 条の規定によ
る確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握でき
る資料、特定収入の割合を確認できる資料）添付する。

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者役職
氏名

(元号) 年度佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金変更承認申請書

(元号) 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 4 | 事業の目的 | | |
| 5 | 変更を必要とする理由 | | |
| 6 | 実施計画書（別紙1） | | |
| 7 | 所要額内訳書（別紙2） | | |
| 8 | 収支予算書（別紙4） | | |

(注) 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者役職
氏名

(元号) 年度佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金実績報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の効果
- 3 事業完了年月日 (元号) 年 月 日
- 4 実施報告書 (別紙5)
- 5 精算額内訳書 (別紙6)
- 6 収支決算 (見込) 書 (別紙7)
- 7 その他

(注) 事業の効果は、できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者役職
氏名

(元号) 年度佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

(内 訳)

確 定 額 金 円
交 付 済 額 金 円
今 回 請 求 額 金 円
残 額 金 円

振込先	
金融機関名	本店・支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	

- 注) 1 振込先を記載してください。
2 振込み先を確認するため通帳の写し（口座番号などの該当部分）を添付してください。

佐賀県知事 様

所在地
団体名
代表者役職
氏名

(元号) 年度佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付請求書

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった佐賀県障害者
芸術文化活動普及支援事業補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交
付規則及び佐賀県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱の規定により請求し
ます。

記

請求金額 金 円

(内 訳)

交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

金融機関名	本店・	支店
預金種別	普通	・ 当座
口座番号		
口座名義		

注) 1 振込先を記載してください。

2 振込み先を確認するため通帳の写し（口座番号などの該当部分）を添付してください。